

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

東京ハイタク協議会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人神奈川県タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人千葉県タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人群馬県タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人栃木県タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人山梨県タクシー協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

関自旅二第499号の3
令和4年7月1日

一般社団法人全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況
の判断結果について

標記について、平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客
自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に
基づき別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。